

日本看護技術学会広報委員会規程

第1条 (名称)

本会は、日本看護技術学会広報委員会（広報委員会と略す）とする。

第2条 (目的)

本会は、定款第3条4項による理事会が必要と認めた事業に関わる企画運営の為に定款第49条に基づいて置き、本会の広報活動を推進する。

第3条 (委員の構成・任期)

理事会は、日本看護技術学会理事の中より若干名の委員を選出する。

任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

2 委員長は理事のうちから理事長が委嘱する。委員長は本会を統括する。

3 委員長は評議員・会員の中から若干名の委員を推薦し、理事会の承認を得る。任期は役員任期期間とし、再任を妨げない。

第4条 (活動)

本会は、広報活動を推進するために以下のような諸活動を行う。

- 1) 学会ホームページの管理
- 2) 学会の活動内容を伝えるニュースレター類の作成
- 3) 学会誌の電子化に対応した情報発信
- 4) その他 広報活動に関わる活動

附 則

1 本会の設立年月日は平成27年4月1日とする。

2 この規程は、平成27年5月30日より施行する。

3 平成27年5月30日から平成29年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所属する下記住所に置く。

委員長 職場住所 愛知県名古屋市東区大幸南 1-1-20

大学名 名古屋大学大学院医学系研究科

氏名 山内 豊明

4 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの本会の所在地は、委員長の所属する下記住所に置く。

委員長 職場住所 愛知県豊橋市牛川町松下 20-1

大学名 豊橋創造大学

氏名 藤井 徹也

5 この規程は、平成30年11月5日一部改正し、実施する。

6 2020年4月1日より本会の所在地は学会事務局に置く。